

新型コロナウイルス感染症に関する市からのお知らせ

新型コロナワクチン接種のお知らせ

お知らせする内容は11月14日時点の情報です。最新の情報は右記QRコードから市HPを確認してください。

新型コロナの感染が拡大しています。重症化リスクの高い高齢者等のもとより、若い世代の人も年内のワクチン接種を検討してください。

図▶保健センター
(☎76)1133)



市HPへ

オミクロン株対応ワクチンについて (詳細は下記QRコード参照)

接種券を失くした人は、市新型コロナワクチン接種コールセンターへ連絡してください。
※前回接種から5カ月だった接種間隔が3カ月に短縮されました。接種間隔に注意してください。

●対象者 初回(1・2回目)接種を受けた12歳以上の人

●接種場所

【市が実施する集団接種】(使用ワクチン：ファイザー社製BA.4-5対応型)
ワクチンの供給状況等により変更となる場合があります。

会場	接種日	予約開始日時
へきしんギャラクシープラザ	12月10日(土)・11日(日)・24日(土)・25日(日)	12月2日(金) 午前8時30分
北部公民館	12月17日(土)・18日(日)、1月7日(土)・8日(日)	
明祥プラザ(明祥公民館)	12月10日(土)・11日(日)・17日(土)・18日(日)・24日(土)・25日(日)、 1月7日(土)・8日(日)	

●インターネット予約

右記QRコードから市HPを参照し、
予約専用サイトにて予約

受付：毎日24時間(12月2日は午前8時30分から)



●電話予約

安城市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎71)3567

受付：平日午前8時30分～午後5時15分

【市内医療機関で実施する個別接種】

実施医療機関及び使用ワクチン、
予約方法等の詳細は、QRコード
から市HPを確認してください。



【愛知県が実施する大規模集団接種】

安城更生病院等、県内5カ所で実施して
います。会場や予約方法等の詳細はQR
コードから市HPを確認してください(使
用ワクチンはモデルナ社製)。



■12月の接種券発送日(予定)

- 12月20日(火)発送→10月に2～4回目の接種を受けた12歳以上の人
(オミクロン株対応ワクチン接種済の人を除く)



接種券や接種会場等に関する問合せ

安城市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎71)3567

※平日午前8時30分～
午後5時15分受付。

接種後の副反応等に関する問合せ

愛知県新型コロナウイルス感染症健康相談窓口

☎052)954)6272

※平日午前9時～
午後5時30分受付。
※上記以外の時間帯は(☎052)526)5887)へ。



その他の接種時年齢別の接種体制及びワクチンについて

接種時年齢	接種回数	使用ワクチン	接種実施場所(※4)
生後6カ月～4歳	1～3回目(※1)	乳幼児用ファイザー社製(※2)	●市内医療機関での個別接種
5～11歳	3回目(2回目接種からの接種間隔5カ月)	小児用ファイザー社製(※3)	●市内医療機関での個別接種 ●県大規模集団接種
5～11歳	1・2回目	小児用ファイザー社製(※3)	●市内医療機関での個別接種
12歳以上		ファイザー社製又はモデルナ社製従来株ワクチン	

(※1) 3回目の接種券は2回目の接種後に送付。

(※2) 5歳の誕生日の前々日までは乳幼児用、前日からは小児用ワクチンで接種を受けられます。
(ただし、1回目接種を乳幼児用ワクチンで受けた場合は、3回目まで同じワクチンで接種)

(※3) 12歳の誕生日の前々日までは小児用、前日からは12歳以上用のワクチンで接種を受けられます。
(ただし、1回目接種を小児用ワクチンで受けた場合は、2回目まで同じワクチンで接種)

(※4) 左ページの「市内医療機関で実施する個別接種」又は「愛知県が実施する大規模集団接種」のQRコードから市HPを確認してください。

■12月の接種券発送日(予定)

- 12月20日(火)発送→①令和5年1月に生後6カ月になる人(令和4年7月2日～8月1日生まれ)
②8月に2回目の接種を受けた5～11歳の人

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書について

通常は、申請から概ね1週間程度で発行していますが、年末年始は発行ができませんので、余裕をもって申請してください。

※国内では、接種会場で交付される「接種済証」及び「接種記録証」が有効です。

※マイナンバーカードを持っている人は、アプリやコンビニで取得することができます。

詳細は右記QRコードから市HPを確認してください。



令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の子育て世帯分)(国制度)の申請は2月28日(火)まで

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、児童1人あたり5万円の特別給付金を支給しています。対象となる人は期限までに申請してください(申請方法等の詳細は各QRコードを参照)。

【ひとり親世帯分】

- 対象 下記のいずれかに該当する人
- 公的年金等を受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同水準となっている
- 問合せ 子育て支援課(☎71)2229)



【ひとり親世帯以外の子育て世帯分】

- 対象 下記のすべてに該当する人
- 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育している
- 令和4年度住民税均等割が非課税、又は新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月1日以降の収入が住民税非課税相当となっている
- 問合せ 子育て支援課(☎71)2227)

